

プレハブ住宅コーディネーター
Prefabricated Housing Coordinator
2024年度
プレハブ住宅コーディネーター
2回目以降更新申請案内
会員企業および販社・支社担当者用

プレハブ住宅コーディネーター資格更新申請について

プレハブ住宅コーディネーター資格2回目以降更新申請は、既に「プレハブ住宅コーディネーター」として認定され、当協会に登録されている有資格者が、その資格を再度更新するものです。

申請者に対して審査の上、更新を認める者を「プレハブ住宅コーディネーター」として、再登録し認定証を交付します。更新後の資格の有効期間は5年で、資格有効期間満了までに再度更新することができます。

プレハブ住宅コーディネーター教育テキストについて

ご希望の場合、「プレハブ住宅コーディネーター教育テキスト 第16版（令和5年（2023年）4月発行）」を購入できます。この教育テキストは、国交省および経産省の監修を得て発行されたもので、幅広い住宅知識を習得することができ、日常業務でも活用できる内容になっています

プレハブ住宅コーディネーター（以下「PHC」と記載します）資格2回目以降更新申請は、以下の通り実施します。

<更新対象者の申請資格について>

本申請の対象者は、次の有資格者とします。

（2回目更新対象者）

- （1）平成30年度(2018年度)又は31年度(2019年度)、令和2年（2020年度）に行われた更新講習会を受講し更新認定を受け、有効期間満了日が令和7年(2025年)3月31日の有資格者。
- （2）有効期間満了日から1年以内に延期願または特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が令和6年(2024年)3月31日の者。
- （3）有効期間満了日から2年以内に特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が令和5年(2023年)3月31日の者。

（3回目更新対象者）

- （1）平成31年度(2019年度)に更新（2回目）認定を受け、有効期間満了日が令和7年(2025年)3月31日の有資格者。
- （2）有効期間満了日から1年以内に延期願または特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が令和6年(2024年)3月31日の者。
- （3）有効期間満了日から2年以内に特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が令和5年(2023年)3月31日の者。

（4回目更新対象者）

- （1）平成31年度(2019年度)に更新（3回目）認定を受け、有効期間満了日が令和7年(2025年)3月31日の有資格者。
- （2）有効期間満了日から1年以内に延期願または特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が令和6年(2024年)3月31日の者。
- （3）有効期間満了日から2年以内に特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が令和5年(2023年)3月31日の者。

（5回目更新対象者）

- （1）平成31年度(2019年度)に更新（4回目）認定を受け、有効期間満了日が令和7年(2025年)3月31日の有資格者。
- （2）有効期間満了日から1年以内に延期願または特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が令和6年(2024年)3月31日の者。
- （3）有効期間満了日から2年以内に特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が令和5年(2023年)3月31日の者。

2回目以降更新申請については、救済措置として資格失効者のうち《特例措置対象者》に限り、特例申請書を提出することで更新対象者として申込みを受け付けます。

<申請（申込）について>

1. 申請受付期間について

- ①対象者事前登録期間：令和6年12月16日（月）～令和7年1月10日（金）
- ②更新申請受付期間：令和7年1月14日（火）～31日（金）

2. 手続きフローについて

PHCシステムによる案内と申込みを実施しています。案内は、協会より会員企業を經由し、販社・支社の担当者から申請者にメールで送信します。メールの案内に従いPHCシステム上で申込みをしてください。

※詳細はPHCシステムログイン後のトップページからヘルプ画面を開いて『PHC「2回目以降更新手続き」システム操作マニュアル（以下「操作マニュアル」と記載します）』をダウンロードして確認してください。

※操作マニュアルは「会員企業担当者用」、「販社支社担当者用」、「受講者用」があります。

申請者のログインページ URL：<https://phc-purekyo.jp/login>

申請者のログイン用IDおよびパスワード：下表の「☒①」のメールに掲載して送信します

日程	プレハブ建築協会	会員企業	販社・支社	申請者
対象者事前登録 ~1/10(金)	☒ 更新対象者登録 のお願い	☒ 更新対象者登録 のお願い	2回目以降更新の 申請対象者を登録 ~1/10(金)	☒ 更新対象者 事前アナウンス
更新申請 1/14(火) ~31(金)	☒ 更新申請開始の 案内	☒ 更新申請開始の 案内	☒① 更新申請開始の 案内	PHCシステム マイページより申請 1/14(火)~1/31(金)
資格認定 審査 2/12(水) (予定)	認定審査 (於教育実施委員会) 2/12(水)(予定)			
更新完了の お知らせ 2/下旬頃 (予定)	☒ 更新完了のお知らせメール（受講者）			認定証 ダウンロード (更新者のみ)

3. 申請料

3,850 円/人（登録料及び消費税含む）

※更新申請〆切後会員企業窓口宛に請求書を発行します。受領の翌月月末までに振込でお支払いください。

4. 会員企業、販社・支社担当者の PHC システム操作について

会員企業担当者は操作マニュアル（会員企業用）を、販社・支社担当者は操作マニュアル（販社支社用）をご参照ください

※代行登録の場合でも、フロー順の企業⇒販社支社の案内メール、販社支社⇒更新者の案内メールを送信してから登録してください。申請対象者にログインページ URL、ID、パスワードが届かない、またステータス不整合の原因になります。

5. 申請者の PHC システム操作について

前記「2.」でダウンロードの操作マニュアル（受講者用）に基づき操作してください。

①2回目以降更新申請受付開始のご案内メールが送信されます（1/14頃、販社・支社⇒更新者）。

この案内メールで、PHC システムのログインページ URL、ID、パスワードを通知します。受信後、操作マニュアルの P2～P4 記載の「1-1.受講申請」をおこなってください。

※認定証に使うため最新の顔写真を必ず登録してください（古い写真は上書きされます）。詳細は操作マニュアルの P4 を参照してください。

②申請内容の訂正は更新申請受付期間内に限り可能です。操作マニュアルの P5 記載の「1-2. 申請内容の誤記訂正」を参照してください。

③2回目以降更新申請 更新申請登録完了のお知らせメールが送信されます（2/下旬頃、協会⇒更新者）。この案内メール受信後、PHC システムのマイページから認定証が取得できます。操作マニュアルの P8 記載の「3-1.認定証」を参照してください。

6. プレハブ住宅コーディネーター教育テキストの申込について

操作マニュアル（受講者用）P3 記載のテキスト希望欄で、テキストを購入を希望する場合は「希望する」を、テキスト不要の場合は「希望しない」のどちらかを選択して下さい。

前回の資格更新から5年が経過し、関係の法令や制度が変わっています。令和5年（2023年）4月発行の現行の PHC 教育テキストを活用して最近の知識習得をお勧めします。

2,750 円/冊(消費税含む)

※テキストは3月中会員企業窓口宛に送付しますので、社内で展開をお願いします。

※更新申請〆切後に会員企業窓口宛に請求書を発行します。受領の翌月月末までに振込でお支払いください。

7. 認定証の交付について

資格認定審査の結果、更新（2回目以降）の認定者には、更新後の認定証を交付します。取得方法は前記「5. ③」をご参照ください。

<お問い合わせ>

一般社団法人プレハブ建築協会 教務部（担当：松尾・新村・中島）

TEL 03 (5244) 5197（教務部直通） E-mail: kyomu@purekyo.or.jp